

「第34回わんぱく相撲うつのみや場所」協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「第34回わんぱく相撲うつのみや場所」を実施するにあたり、その趣旨に賛同する企業、NPO法人及び地方公共団体等の各種団体（以下「企業団体等」という。）に対し協賛を依頼する際に、その取り扱いに関して必要な事項を定める。

(第34回わんぱく相撲うつのみや場所)

第2条 「第34回わんぱく相撲うつのみや場所」とは相撲という競技を通じて、心身の鍛練と健康の増進を計ることを、合わせて多くの子ども達に地域教育の場への参加機会を提供し続けることを目的として開催する事業である。その内容については、別紙「開催趣意書」「募集要項」のとおりである。

(協賛の依頼及び同意)

第3条 公益社団法人宇都宮青年会議所は、企業団体等に対し、協賛依頼書により協賛を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた企業団体等が、協賛を行う場合には、公益社団法人宇都宮青年会議所に対し、協賛同意書を提出するものとする。

(協賛事業)

第4条 前条第2項の規定により協賛同意書を提出した企業団体等（以下「協賛団体」という。）は、次の各号に掲げる事業（以下「協賛事業」という。）を実施するものとする。

- (1) 第2条の各号にかかる企画及び運営等への協力並びに物品の提供等に関する事業
- (2) その他、広報活動などの公益社団法人宇都宮青年会議所からの依頼に基づき実施する事業

(協賛団体の権利)

第5条 協賛団体は、次の各号に掲げる権利を行使することができる。

- (1) 配布物への協賛団体名掲載権
協賛団体は、第4条第1号の規定により「わんぱく相撲」関連の配布物への協賛団体名等を掲載することができる。
- (2) 公益社団法人宇都宮青年会議所のホームページへの掲載を受ける権利
協賛団体は、公益社団法人宇都宮青年会議所のホームページに協賛団体の名称（希望により協賛団体ホームページへのリンク）を掲載することができる。
- (3) 「第34回わんぱく相撲うつのみや場所」会場内での協賛団体のPR活動
協賛団体は、「第34回わんぱく相撲うつのみや場所」会場内にて公益社団法人宇都宮青年会議所の認めたPR活動を行うことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、公益社団法人宇都宮青年会議所と協賛団体が協議し定めるものとする。